

## 需要回復を見込むなら休業は不要ではないのか 「休業協定書」の締結について団交

本部は本日、「休業協定書」の締結について、団体交渉を開催しました。締結期間は、2021年10月1日から2022年9月30日までの1年間です。従来、1年間締結する本協定に加え、短期間で覚書を締結したものを、覚書を廃止し一括して1年間締結したいと会社から説明がありました。

本部は、会社が旅客需要が回復すると見込んでいるのに、休業協定を結ぶ必要があるのか疑問があると主張しました。以下、若干の議論です。

組合：今まではその都度覚書を締結していたが、今度はどうするのか。

会社：この協定書で1年間締結したい。覚書は廃止となる。

組合：会社は、来年3月末で需要が80%まで回復すると見込んでいた。甘い予測だ。会社の予測だと休業は発生しづらくなり、締結は必要なのか。

会社：需要を発表した通り見込んでいることには変わらない。

組合：休業が交番月には入らず、予備月に多く入っている。偏りすぎている。平均化すべきだ。

会社：詳細は分からない。

組合：夏季輸送など覚書を締結しない時期があったが、場合によっては休業が発生しない月があるのか。

会社：需要があって列車を増発し、休業がないことを望みたい。休業を行う月は組合に説明するが、なければ説明はしない。

組合：国から補助金をもらうということは、経費が大変だということか。

会社：大変ではなく、使える制度は利用しようということである。

組合：もう1度言うが、交番月と予備月の休業の偏りは解消させるべきだ。

会社：意見は現場に伝える。

以 上